

第17期船橋市男女共同参画推進委員会第6回会議録

1. 開催日 令和6年1月11日（木）午前10時00分から
2. 開催場所 市役所9階 第1会議室
3. 出席者 6名（欠席7名）
4. 傍聴者 1名
5. 議題
 - （1）第17期提言書について
 - （2）令和5年度市政モニターアンケート調査結果について
 - （3）その他（市からの報告事項について）

〈事務局〉

それでは、定刻となりましたので只今より第6回船橋市男女共同参画推進委員会を開始させていただきます。

この会議は、船橋市情報公開条例第26条の規定に基づき公開となっております。また、会議録につきましても市のホームページで公開いたします。

配布資料の確認をさせていただきます。次第をご覧ください。

配布資料は事前に郵送させていただきました、

資料1 提言書素案

資料2 提言項目案一覧

資料3 提言書素案・項目対応表がございます。

また、本日配布した資料として

資料4 提言書素案に対する委員意見

資料5 令和5年度【第2回：市政モニターアンケート】調査結果報告書

資料6 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

がございます。

不足等ございませんでしょうか。

よろしければ、以上で配布資料の確認を終わらせていただきます。

〈事務局〉

では、本日の議題に入りたいと思います。この後の進行につきましては、船橋市男女共同参画推進委員会設置要綱第5条に基づき、会長の大石様をお願いいたします。それでは大石会長お願いいたします。

〈大石会長〉

それでは次第に沿って、会議を進めていきたいと思います。

議題（１）「第１７期提言書について」まず事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

議題（１）「第１７期提言書について」ご説明します。

資料１「提言書素案」をご覧ください。

こちらの資料は、委員の皆様から頂いた提言項目案と、前回の会議内容を踏まえて作成した提言書素案となります。

また、資料２の提言項目案一覧は、前回の会議でお配りしたものを改めて参考にお配りしました。各委員の提言項目案をまとめた一覧です。

次に、資料３の提言書・項目案対応表をご覧ください。こちらは、資料２の提言項目案が、実際の提言書素案のどの部分に当てはまるか、という事を示した対応表となります。

表の左側には各委員の提言項目案を、番号を添えて記載しております。右側には実際の提言書素案のどの項目に当てはまるかを記載しております。

つづいて、資料４の提言書素案に対する委員意見をご覧ください。

委員の皆様には事前に提言書素案に対する意見について、ご回答いただきありがとうございました。この資料４は、提言書素案としてまとめた資料１と同じ内容を記載した下に、素案に対する委員からの意見を加えて作成したものです。また、ピンポイントで加筆や修正といったご意見があった部分については提言案に下線を引いてあります。

本日はこの資料４をもとに提言内容の検討をしていただきたいと思いますと考えております。

事務局からは以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございます。今のご説明に対して何かご質問ございますか。

よろしいでしょうか。

では、今日はこの提言書を確定していく作業になりますので、少人数ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

今日のところでは細かいテニオハとか、そういうところは別として、流れとか表現とかそういったものはもう確定していきたいので、そういう形でお考えください。

では一つずつ見ていきたいと思います。資料４をご覧ください。

まず提言１「女性の参画拡大と男性の育児休業取得促進」ですね。

意見としては、提言タイトルに「行政における」を加えたらどうかというご提案がありまして、これに関しては何か追加でご意見ございますか。

〈大石会長〉

特になければ、あえて入れるかどうかというところではありますけど。

2段落目で一応その職場全般という形のアンケートの引用もあることで、もちろん市に対する提言ですから、市の職員さん頑張ってもっと女性登用してくださいという提言にはなりますが、そのままのタイトルでもよろしいかと思っていますけれどもいかがですか。

〈大石会長〉

よろしいですか。では提言1のタイトルはそのままにしたいと思います。

特に市が取り組めることということで一番冒頭に持ってきているところですし、前回も言っていますけども、市長に提言する時には、また口頭でも是非ということはいいたいと思います。

もちろん市長の方も大事だとはすごく分かっているので、むしろその背中を押す・応援するということができればと思います。

〈大石会長〉

では、提言2ですね。「男女ともに仕事と育児の両立ができる社会の推進」という形になっています。

意見3は私の方で加えたのですが、これはあくまでも介護とか、それからお子さんがいなくても共稼ぎであるとか色々な家庭があるというところなので、ここはあえて育児に限定せずに、両立というところに重きを置いたらどうかと考えております。

具体的には、タイトルを「男女ともに仕事と生活の調和」いわゆるワーク・ライフ・バランスですね。カタカナを使わずに「男女ともに仕事と生活の調和ができる社会」とかになると思うんですけど、育児に限定しないっていう方向はいかがでしょうか。

育児を特に中心に言いたいということであれば、絞り込むことも可能だとは思いますが、そこはいかがでしょうか。

〈木暮委員〉

私は立場上、保育関係で委員になっていますので、やっぱり問題を抱える家庭の中で育児はかなり大きいですし、あと私個人の考えではあるんですけど、国全体で少子高齢化ってどうしても何とかしなきゃいけない話で、私は育児を外す

のは反対です。育児が中心のことなんだなと思われて私はそれでいいと思うとか、育児に力を入れていくメッセージ性って強くて強すぎることはないと思っているので、私は育児の方が好きです。すみません、個人的な意見ですが。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

そうすると少し気になるところで、提言6で改めて「子育てや介護を仕事と両立できる環境づくり」が入っていますので、少し全体のバランスを見た時に、かなり重複もあって難しいとは思っていますが、今の木暮委員のおっしゃったように、あえてここで育児をとということであれば、もう少しその提言内容自体も育児に特化した話を入れないと、タイトルとのバランスが取れないかなと思っています。

提言6の方でも子育てを具体的に書くのであれば、この提言2のところはさっき申し上げた通り、ちょっと一般論的にはなりますけれどもワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識の解消をする。それから実際にその社会の中の平等感がまだまだということに対して意識的に取り組む。抽象的にはなりますけど、そういう形かなと思っています。

提言2と6のバランスをみてどうでしょうか。

〈木暮委員〉

個人的意見なので。皆さんが良いならそれで良いかなと思います。私の意見としては出したかっただけですので大丈夫です。

〈藤井委員〉

提言2の事務局追加資料を見ますと、育児に限らず例えば家事とか買い物とかそういったものに対しても男性側の参加がまだまだ進んでいないというのはありますので、例えば「仕事と育児・家事の両立のできる社会」という形であれば、ある程度守備範囲が広い提言になるのではないかという気がいたします。

育児が両立できる社会であれば家事も両立できる社会になるだろうというような、まあ仮に育児が必要ない家庭でも仕事の両立ができるというそういう流れになるのかなと思います。私からは以上です。

〈大石会長〉

ありがとうございます。そうすると、ご提案としては提言2のタイトルのところを仕事と家事・育児、又は育児・家事にして、その両立ができる社会推進っていうところで、性別役割分担意識の解消と実際の家事育児参加、そういった流れ

をお考えなんですよ。

〈藤井委員〉

はい。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

他にはご意見いかがでしょうか。

〈大石会長〉

はい。今のご意見で、言葉の順番はどちらが良いかですけど、「家事・育児」にするか「育児・家事」にするか、どちらが良いでしょうか。

〈藤井委員〉

どちらでも。

〈大石会長〉

では、家事と育児を併記するということは確定としたいと思います。

言葉の順番については、後で会長と副会長で調整させていただきます。

〈大石会長〉

それと、もう一つ意見ですけど、前回の会議でも重複があってもいいという話をしていますが、同じものを基礎データとしてとりあげるのはどうかなと思っているのが提言2の冒頭と提言7の冒頭で、どちらも男女の地位の平等感を基礎データに挙げていてほぼ同じなんですね。

せっかく事務局が追加資料をつけてくださったので、むしろ家事や育児参加が低いとわかるこの資料を入れたら説得力があると思うんです。そこはよろしいですか。

〈藤井委員〉

はい。これは良い資料だと思います。

〈大石会長〉

では、ちょっと表現はお任せいただきますけれども、1段落目については市民アンケートではなくて、実際の家事や育児参加の数値がまだまだ低いというあたりを抜粋してまとめたものを1段落目で、その仕事と育児・家事の調和という

とこに繋がりたいと思います。

もう一点、2段落目についてもご相談です。

女性の方が非正規が多く雇用が不安定ということはすごく大事で事実ですけど、このことと両立していることが必ずしもイコールではないので唐突感があって、この流れの中ではちょっと2段落目は外してもいいのではないかという意見です。皆さんいかがでしょうか。

もう少し意見を伺いたいののが、どうしても啓発という形になると広報とかパンフレットとかが思い浮かぶと思いますが、皆さんの中で何かもっと具体的なアイデアがあれば是非出して市に具体的に提言できた方がいいと思っています。ただ、どうしても提言2のところは抽象的なところで、むしろ具体的なのは提言6だったりするので、無理する必要はないですけど何かありますか。

〈大石会長〉

事務局に確認ですが、以前写真コンクールをやっていたと思います。男女共同参画社会の写真コンクールだったかと思うんですけど、今はないですよ。

〈事務局〉

平成30年度の実施を最後にやめていたかと思います。

〈大石会長〉

過去にはそういうことも実施してまして、お父さんがお皿を洗っている写真とか、子どもと一緒に昼寝をする写真とか。ただ、あまり応募数が伸びないことや中学生を対象とする標語コンクールほどは効果がないこともあって打ち切りになっています。

例えばそういうアイデアや、他市はこういうことしているといった提案があったら入れるということで、今日は人数も少ないですし、提言書の骨子をまとめた上で、もし具体的なお提案があれば次回確定の時に入れられたら入れたいと思いますので、情報があればお寄せください。

では提言2については、基礎データとして家事や育児負担の実態、その上で3段落目では役割分担をもっとということを中心に書きたいと思います。

ありがとうございます。

〈大石会長〉

次に提言3です。「誰もが安心して暮らせるための支援」というところで、船橋市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度を設けたのはご存知の通り、意見としては、昨年に千葉市とか柏市といった県内の5市と都市間連携をしてい

ることを補足するというところが下線部です。

後のご意見としては、ヤングケアラー問題があるというところについても書いてありますので、提言3は基本的にはこのままかと思います。皆さん何かご意見ございますか。

〈大石会長〉

よろしいでしょうか、ありがとうございます。

〈大石会長〉

では提言4「地域の防災力向上への取組」です。

提言4は、元旦の大震災で皆さん大変重要性を認識したところだと思いますし、改めてもう少し書き込みたいというご意見があれば入れたいと思いますので何かご意見ありましたら。小澤副会長ありますか。

〈小澤副会長〉

補足はありません。

〈大石会長〉

はい。ではこれも引き続きですね。やはり男女双方の視点を踏まえた運営と計画と、それから実際の防災に女性も参加するということの重要性を改めて強調しておきたいと思います。ありがとうございます。

〈大石会長〉

では提言5に進みまして「暴力の予防と根絶のための基盤づくり」というところで、これは引き続き毎回の課題ではあるのですが、最近のところでは男性にも被害者がいるというところで、男性でも相談できるように特に男女問わずDVの相談窓口をより周知して、被害者がたどり着けるようにするべきだということが内容になっています。

後は10代から啓発をしていきたいと思いますというところが二つ目の内容です。他に加えるところとか何かご意見ありますか。

〈大石会長〉

ここもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

〈大石会長〉

では次に提言6「子育てや介護を仕事と両立できる環境づくり」ですね。

先ほど木暮委員のご意見もあったところで、少し見ていきたいと思います。

量と質、ソフトとハードというところで、実際の受け入れ可能枠に加えて、受け入れ先の質も担保するべきというご指摘だと思えます。

この下線部のところですけれども、まず2段落目についてご意見があればいかがでしょうか。

〈木暮委員〉

私は数年前まで子ども・子育て会議に出ていたのですが、実際のところ保育園は赤ちゃん達のところは確かに足りない部分があるんですけど、3歳～5歳に関しては飽和してきて潰れる園が出てきている状況下にあります。だから増設は実態とも合いませんし、いいことにもなりませんから、私としては、質の向上あるいはその調整ですね。

市における問題としては、幼稚園とかに入っていたら待機児童から外れてしまうことが一つあります。私立はアレルギー児童とかを受け入れるのがちょっと難しかったりして、そのセーフティーネットをずっと公立保育園が担っています。

だからその増設っていうよりも、そういうところも含めて要は質なんですよね。具体案がなくて申し訳ないですけども。

〈大石会長〉

そうするとこの提言の元となったご提案は資料2 提言項目案一覧の19番で、施設の増設が盛り込まれていたのですがちょっとその辺りの認識ですよね。最近待機児童の話もあまり聞かなくなっているのです。いわゆる放課後ルームとか分からないですが。

〈木暮委員〉

放課後ルームは足りていません。

ただ、保育園や幼稚園に関しては飽和してきてそうです。3歳～5歳が特にだぶついていて、むしろ潰れる私立園が今問題になっている状況下だと思います。

市保育園問題協議会とかもあって、そこではやっぱり小学生に上がってからのところは完全な不足状態にあります。

〈藤井委員〉

木暮委員はもうすでに私よりもご存知のことだと思いますが、企業指導型保育事業の募集っていうのは平成29、30年頃されましたけれども、ここ何年前に新しいものを作るのはもうストップということにもなりまして、おっしゃ

る通り需要が、今後の少子化が進んだ子供達の3年後ぐらい考えるともう飽和ですよね。

増設というよりも職員の人手不足がものすごく深刻な問題です。

増設しても人手が集まらないと意味がないので、むしろ既存のところにあと一人～三人戦力になる方がってというのは本当の実態なので、増設というよりも職員さんの増員で、あとこれは去年の年末頃に各新聞に出たことですが、介護事業に従事する世の中全体の職員さんがついに減少に転じています。これは非常に由々しき話でございますので、とにかく従事される従業員さん職員さんも増やしていかないといけないという視点で、まあその結果として増設もついてくるみたいな、増設ありきとなるとちょっとどうなのかなと。

〈大石会長〉

はい、ありがとうございます。そうすると提言としてはやはり絞り込んだ方が焦点を絞れるということもあるのでむしろ質に重きを置くと。増設云々というのは本当に保育なのか放課後ルームなのか介護なのか、それも施設なのか今おっしゃったような訪問介護とかなのかで状況がずいぶん違いますが。

〈木暮委員〉

藤井委員のおっしゃったことは本当に的を得ていて、先生がいないから増設が難しいことは明らかで、市に関しては予算の面でもなかなか難しい部分があることは理解しています。だから微力かもしれないですけど、提言に入れることは大変な意義があるかなと思います。

〈大石会長〉

木暮委員のお話が続けると、保育園の職員一人あたりの子供の数を減らしていくと打ち出したものの、経過措置が何年かあったりとかして自治体に委ねられる的な流れも聞くので、やっぱり船橋市ができるのであれば、率先して上乗せをしてという流れですよね。

なので、ここの提言としては、職員増員と給与処遇改善。このふたつはリンクしていると思いますので、そこはちょっと強く言っていくと。かつ、その保育園、介護施設だけじゃなくて放課後ルーム。放課後になって預けるところが足りていないところも含めですね。

あと、介護施設の職員だけなのか、介護職なのか、ここの表現も私は詳しくないですけど、市の介護施設の職員増員というのか。あと市が訪問介護の事業をやっているとは思えないので、何か市ができる介護関係の増員の手立てって具体的に分かりますか。

〈大石会長〉

船橋市が持っている特別養護老人ホームの職員を増やしてというのは、まあ、あると思うんですけど、多分それではあまり解決しなくて、職員を増やすのか何を増やすのかっていうのはちょっと見えてこないんですが、ここで手立てが出てこなければもう少しこちらで練りたいと思います。

ひとまず、育児と介護ということで保育園放課後ルーム介護と職員の増員が必要だという点では皆さんよろしいかと思います。ありがとうございます。

〈大石会長〉

あとは、この2段落目の文中の「外部サービスの充実」は、資料2 提言項目案一覧の19番にある言葉をそのまま入れているようですが、もう少し良い表現がないかなと思っていて、預け先の質の向上というのか、あまり外部サービスで言うと民間も入ってくる話もあるので、お勧めの言い方はないですか。

〈大石会長〉

質の向上につなげるのであれば、例えばですけども「負担を軽減するためには安心して預けられる環境が必要」とか、そういう表現でもよろしいですか。外部サービスの充実で一足飛びに人員増だとちょっと飛んでいるなという感じがあったので、そこはちょっと工夫させてください。

ありがとうございます。

〈大石会長〉

続いて、3段落目のご相談ですけど、前回の会議で、東京ではオンライン申請ができて非常に便利という委員からの発言があって、このオンライン申請に触れる内容が入っていると思うんですね。

船橋市でも保育園の入所申し込みはオンライン申請ができていますけれど、木暮委員に伺いますが、実際これは大きいことですか、たいしたことないことですか。

〈木暮委員〉

私の団体では親から非常に意見が多かったので数年間働きかけをしていましたけど、公立保育園のみにはなりますが、今はICT化が決まって導入を進めている状況下にあります。出欠席の連絡とかをオンラインでできると非常に電話とかも混まないし良いっていうことで、今そこもオンライン化が進んでいますので、どちらかというと「オンライン手続きの導入について」というよりも「I

ＣＴ化」とかですが、この場でふさわしい文章を考えるのは時間かかるので、会長とかに考えていただければ良いと思うんですけど、オンライン手続き全般を「オンライン手続き」という言葉に落とし込んでいると思いますが、私はどちらかといえば「ＩＣＴ化」の方が状況としては正確なのかなという感じです。

少しだけ、２段落目に戻ってもいいですか。

２段落目ですけど、外部サービスのところは私的には「公民問わず」みたいな言葉でもいいのかなっていうのと、今になって思ったんですけど「増設」じゃなくて「拡充」だったらいいのかなって気がしました。

〈大石会長〉

ありがとうございます。２段落目に戻って、文章二つに分けるかもしれないんですけども、基本の路線としては、やはり量と質というのはやっぱり重要ということでの「拡充」という言葉は残せると思います。その質の点では、増員・処遇改善で増やしていくってところをうまく繋げられるようにしたいと思います。ありがとうございます。

あと３段落目ですけど、意見の２としてちょっと入れたんですが、おっしゃる通りオンラインというよりＩＣＴ化ですよ。おっしゃる通りなので。

介護のＩＣＴ化は正直よくわからないんですけど、多分同じでその手続きの簡素化はもちろん負担減になると思います。連絡だったり手続き含めたＩＣＴ化により保護者・介護者の負担軽減に努めてほしい、それによって子育て介護しやすい街を目指してほしいという流れにしたいと思います。

ですので、この冒頭の「保育園の入所申し込みのオンライン手続きを導入したことについて周知を行い」ということは保育園に入所申し込みする人だったら皆ご存知であれば今更周知しなくてもという感じでしょうか、木暮委員いかがですか。

〈木暮委員〉

難しいですね。ＩＣＴ化ってすごく恩恵を感じるんですけど、入所する時って何も知らないの、この入所申込時点でのオンライン手続きの周知ってことには確かに意味はございます。

〈大石会長〉

ありがとうございます。それではこの部分は残して、さらに手続きの簡素化を進めることが負担軽減に繋がるという流れでちょっと考えたいと思います。

〈大石会長〉

他に提言6の関係でご意見いかがでしょうか。
大丈夫ですか、ありがとうございます。

〈大石会長〉

では次は提言7です。「男女共同参画社会の実現に向けた周知啓発の推進」ということで、先ほど申し上げた通り、提言2と重複した平等感のデータはここで使うということで伝えておきたいと思います。

特に今回は3段落目のところで、今期のこの委員会でできたこととしては概要版を作ったということで、ぜひ活用してほしいということを入れております。

提言7はよろしいでしょうか。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

続いて提言8「相談支援事業の体制の充実」ですね。引き続きしっかり相談体制を整えてというところなので特に問題はないかなと思いますのでよろしいですか。

〈大石会長〉

最後は全体についてのご意見です。

ご意見2は「～いただきたい」という表現についてご提案がありまして、むしろ「～いただきたい」で統一した提言書にはなっているんですけど、表現について何かありますか。

〈木暮委員〉

保育関連の提言書とかそういう関係はやっぱ強くないとあまり意味がないので、私は「～いただきたい」とかの強い表現のままで良いと思います。

あと保育の関連の時は、「～すべき」という強い表現で使う時は、「行政いつもありがとうございます」が先に一文添えられてる時に「～すべき」みたいな最後は強い口調を使うとかはよくあるんですけど、そうでなければ感謝は述べてないので「～いただきたい」というぐらいが妥当ではないかというふうに思います。

〈大石会長〉

ありがとうございます。皆さん違和感なければ、提言書という形ですので統一してこの表現としたいと思います。ありがとうございます。

〈大石会長〉

それでは一通り見て参りましたが、また改めてちょっと気になるところがあればここでご意見いただけますでしょうか。

〈大石会長〉

よろしいですか、それでは今後の流れとしては、今いただいたなかで変更が少し大きいところが提言2と提言6ですね。これについて改めで案を作って、事前にご覧いただいて、次回付け加えるところがないかの確認をしたいと思います。

ありがとうございました。

それでは議題1については以上となります。

〈大石会長〉

次に、議題(2)「令和5年度市政モニターアンケート調査結果について」まず事務局からご説明をお願いします。

〈事務局〉

令和5年度市政モニターアンケート調査結果についてご説明します。

お手元に資料5をご用意ください。

令和5年7月に開催されました委員会で、市政モニターの実施予定についてご説明させていただきました。

その調査結果が出ましたので、ご報告させていただきます。

1ページをご覧ください。

項目2. 今回の市政モニター制度の調査方法です。モニター数298人で調査期間を令和5年9月19日から10月4日にて実施されました。

項目3. 回収結果としては、298人のうち、270人から回答がありました。

項目5. 回答者のプロフィールの円グラフをご覧ください。回答者の性別は男性が44.1%、女性が55.9%です。

年代は50歳代が一番多く24.8%、次に40歳代18.9%、60歳代17.4%、70歳代15.9%、30歳代14.4%、10~20歳代8.5%でした。

2ページをご覧ください。

問1、あなたは「性的少数者」または「LGBT」という言葉について聞いたことがありますか。また、意味を知っていますか。

この質問に対しては「言葉は聞いたことがあります、意味も知っている」87.

0%、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らない」10.0%、「言葉を聞いたことがなく、意味も知らない」3.0%でした。

過去、別の調査でも市民対象に同様の質問をしております。

平成30年市民意識調査では「言葉も意味も知っている」77.2%でした。

令和2年男女共同参画市民アンケートでは「言葉も意味も知っている」82.1%でした。

今回の結果では「言葉も意味も知っている」87.0%なので、増えている結果になりました。

ただし、今回の結果で13.0%の方が「意味を知らない」と回答していますので、市としては引き続き、周知を行うこととします。具体的には、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の周知チラシを作成し、公共施設等で配布をするほか、市内の事業者様に配布する予定です。

次に問2. あなたはLGBT（性的少数者）の方が、社会的な差別や偏見を受けていると思いますか。

この質問に対しては「受けている」70.7%、「受けていない」5.2%、「わからない」24.1%でした。

過去の令和2年男女共同参画市民アンケートでは「受けている」65.0%、「受けていない」8.2%、「わからない」23.7%でした。

市として、差別や偏見をなくすべく周知啓発を図っていく必要がありますので、先ほどご説明したチラシの中に市民や事業者に理解を求めるよう盛り込むことや、LGBTの理解につながる講座の開催やパネル展示を実施してまいります。

次に問3. あなたはLGBT（性的少数者）について学ぶ、知る機会があれば、どんな方法で機会を得たいですか。複数回答可。

この質問に対しては「広報ふなばし」が最も多く41.1%、次いで「ツイッターやフェイスブックなどのSNS」30.7%、「市ホームページ」29.6%、「市主催の講座・講演会」28.9%となりました。また、「その他」が8.1%あり、詳細は4ページに記載されております。

この結果を受けて、市としてもLGBTの周知啓発方法について、ニーズや利便性を考慮して進めるよう検討します。

次に問4. あなたがLGBT（性的少数者）について学ぶ、知る機会があれば、どんな内容を学びたいですか。複数回答可。

この質問に対しては「個人間のコミュニケーション方法・接し方」が最も多く

53.7%、次いで「当事者の声、意見」51.9%でした。ほかに「ビジネスシーンのコミュニケーション・接し方・ハラスメント・人事福祉厚生制度」や「子どもへの接し方・教え方」、「法令や制度との関係」が多い結果でした。

また問5は、問4の具体的な内容やテーマを記述式で回答いただいたものになります。それぞれの回答内容は5～13ページに記載されております。

市としては支援団体等と協力し、市民が学びたいと答えた項目を中心に市民講座を開催するなど検討していきたいと考えます。

なお、本アンケートの結果を見て開催を決めたものではありませんが、1月21日(日)に中央公民館にて、市民協働課主催事業で講座「LGBTQ当事者に聞いてみよう、ホントのところ」を開催する予定となっております。

次に問6. LGBT(性的少数者)の方のために、市が最も力を入れて取り組むべきだと思うものを選んでください。

この質問に対しては「相談先の拡充」が最も多く37.8%、次いで「チラシや展示等による周知・啓発活動」27.8%、「制度の拡充」13.7%でした。

「制度の拡充」についての詳細なご意見は、13～14ページに記載されております。また、「その他」と回答された方の詳細なご意見も14～15ページに記載されております。

最も回答が多かった「相談先の拡充」については、市として、LGBTの方専門の相談員による相談受付ではありませんが、お話を伺う相談窓口として、女性の生き方相談、男性の生き方相談のほか、こころの相談等を実施しております。

また、国の相談窓口として千葉地方法務局による人権相談、民間の相談窓口としてよりそいホットラインがございます。

16ページをご覧ください。最後にLGBT(性的少数者)についての自由意見を載せております。

今回のアンケートで得られた結果について、認知度や差別や偏見の状況、その推移や、市が取り組むことなどをしっかりと精査し、性的少数者への理解の促進や性的少数者の支援に向け、今後の事業に活用するように努めます。

令和5年度市政モニターアンケート調査結果については以上でございます。

〈大石会長〉

ありがとうございます。では詳細にご説明いただきましたが、今の説明内容について何かご質問ありますか。

〈木暮委員〉

言葉は聞いた事がある人の割合が増えているのに、差別や偏見を受けていると思っている人の割合も増えていることについて、あるべき指標としてどういう形になるのが正しいのかとちょっと思いました。

LGBTの方についてはどういう認識になっていくのが良いことなのか、制度のところでどうしたら認めるのか、どういう人を定義するのかっていうところとかを社会で考えていくことが大事なのかなとすごく思っています。

〈大石会長〉

はい、ありがとうございます。もちろん今日のその議題ではないとしても、重要なお指摘だと思います。

あと一点問題提起された調査結果の問1と問2の関連は、男女共同参画でも同じところが言えて、やっぱりその固定的な役割分担について否とする人が増えて、かつ不平等だと思う人が増えるっていう結果もあるんですね。そうじゃない時もあるって、非常にばらつきはあるんですけど、やっぱり自覚的になれば差別も見えてくるっていうこともあったりすることで、これ自体は相関関係、問1で言葉は聞いた事がある人の割合が増え、かつ問2で差別や偏見を受けていると思う人が増えるということ自体は他でも見られると思いますので、後は今後の話としてどういうものを目指すかという指標としてどう見るかというのも、木暮委員のおっしゃる通り一つ重要な視点だと思うのでそこは気にかけていきたいと思っています。

ご指摘ありがとうございます。他にご質問ご意見ございますか。

〈藤井委員〉

仮にLGBTのパートナーというものが民法上の家族として認めるということになると、相続とか社会保障に対しての様々な影響があります。

ですので、国会で成立することが仮にあるにしても相当先になると思いますけれども、それ以前としてしっかりとした国民的議論がないと、いざ導入した後で混乱や揉め事が増える可能性もあります。そういった点含めてまたそれがLGBTの方のニーズに合っているかどうかというところもよく考えないといけないと思います。その辺りはまだちょっと当事者の声をもう少ししっかり聞く機会を私も得たいなと正直思います。以上になります。

〈大石会長〉

ありがとうございます。

ちなみに直近になりますけれど、1月21日に講座を企画されていると先ほ

ど事務局からお話がありましたが、こちらは事前予約制ですか。

〈事務局〉

事前に申し込みをお願いしております、まだ受付可能になっています。

〈大石会長〉

はい、もしご都合つくようであれば関心がある方は是非ご参加ください。よろしく申し上げます。

では、他にないようでしたら議題2については以上といたします。

〈大石会長〉

次に、議題(3)「その他(市からの報告事項について)」事務局から説明があります。事務局よろしく申し上げます。

〈事務局〉

市からの報告事項について、資料6をご覧ください。

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例をご説明します。昨年11月に県議会に上程されて可決成立し、令和6年1月1日に施行された条例です。

県では、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会の形成について、基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、県民等の理解を深めるための措置を講ずることにより、多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成を総合的に推進することを目的としています。

条例名に「多様性」が入っており、男女共同参画の分野に限らず、「年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。」とされております。

条例の内容としては、目的、基本理念、県の責務、県と市町村との連携、県民等の役割、県民等の理解を深めるための措置、財政上の措置となっております。

ちなみに、都道府県で男女共同参画に関する条例がなかったのは千葉県のみでした。参考に県内の市町村の状況をご説明いたします。

県内で男女共同参画に関する条例を制定済みの市町村は9市で、千葉市、佐倉市、習志野市、市原市、我孫子市、市川市、富津市、流山市、木更津市です。

船橋市については、男女共同参画に関する条例はございません。

現状、船橋市では、令和4年3月に第4次男女共同参画計画（R4～R8年度）を策定し、この計画で定めた施策の方針・方策に沿って各種事業に取り組んでおり、それにより、市民の男女共同参画の意識の醸成を進めており、条例の制定については調査研究をしているところです。

千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例については以上でございます。

〈大石会長〉

ありがとうございます。去年に県内のニュースになりましたけれども、改めてこういった形で県の条例ができたというご報告です。

今の事務局の説明に関して質問のある方いらっしゃいますか。

〈大石会長〉

これまで千葉県は唯一男女共同参画条例がないと言われて久しかったんですけども、男女共同参画が取り込まれた形で県条例ができたという流れです。

県内では今紹介のあった9市のみが男女共同参画条例を持っているというところで、今後船橋市でどう進めていくかというところですけども、今のところの説明で何かご質問ご意見ございますか。

まあ担当課がこちらということで、今後この会議でもこの点に関しては検討していくという方向で進めたいと思います。ここはよろしいでしょうか。

〈大石会長〉

ありがとうございます。具体的に詳しく中身までご覧になるのは初めての方もいらっしゃると思いますし、もしも船橋市で作るとしたら焼き直しではなくて、より良くしていきたいという方向もあるでしょうし、そもそも船橋で作るのか、もしくはどう考えていくのかというところから今後検討していきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

〈大石会長〉

事務局は特に追加の発言よろしいですか。では議題3は以上となります。

そうしましたら本日の会議は以上で終了いたします。どうもありがとうございました。